



お知らせ

梅雨時の交通事故に注意!

雨の日は、交通事故の危険性が高まります。ドライバーの皆さんは、いつも以上に注意しましょう。雨が降ると、路面が滑りやすくなります。スピードを落として早めのブレーキと車間距離の確保に努めましょう。またワイパーを早めに作動させ、視界の確保に努めましょう。

問 県警察本部交通企画課(☎027-243-0110)



小規模企業者を支援します

小規模企業者の経営の安定と改善を支援するための制度融資「小規模企業事業資金」を利用しませんか。

対 県内で1年以上継続して事業を実施している、次のいずれかに該当する小規模企業者

- ・従業員数が20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の個人または会社
- ・事業協同小組合などの小規模中小企業団体

資金用途 設備資金、運転資金

融資限度額 2千万円以内

融資利率 年2.05%以内

融資期間 設備資金8年以内(うち据え置き期間6カ月以内)、運転資金6年以内(うち据え置き期間6カ月以内)

甲 銀行(都市銀行を除く)、信用金庫、信用組合

他 必ず県信用保証協会の保証を付ける必要があります。原則として、物的担保は不要です。保証人は、融資を受ける金融機関や県信用保証協会と相談して決めることになります

問 前記申し込み先、県信用保証協会(☎027-231-8875、F027-231-8424)、県庁地域企業支援課(☎027-226-3332)

労働者個人と事業主との間のトラブル解決をサポートします

県労働委員会では、労働者個人と事業主の、労働条件などに関するトラブル(個別的労使紛争)を解決するための支援をしています。

公益委員・労働者委員・使用者委員の三者が公正中立な立場から両者の間を調整して、話し合いによる解決を目指します。

回 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※祝日を除く

所 県庁(前橋市大手町)

対 県内にある事業所の労働者・事業主

対象事業 解雇、雇い止め、配置転換、パワハラ、懲戒処分など労働条件その他労働問題に関する紛争

¥ 無料

相談方法 ☎または直

他 直の場合は、事前に連絡をお願いします

問 県労働委員会事務局(☎027-226-2783)



クマの被害に遭わないために

6月から7月は、クマの繁殖期に当たり、行動が活発になるため、出没が多くなります。クマによる被害を防ぐために、次のことを心がけましょう。

クマの生息地である山周辺での行動

- ・クマ鈴やラジオなど音の出るもの、クマ撃退スプレーを持参する
- ・クマの行動が活発になる早朝や夕方の薄暗い時間帯を避ける
- ・子グマの場合も近くに親グマがいる可能性があるため、近づいたり写真撮影したりしない

クマに出会ってしまったら

- ・距離が離れている場合やこちらに気付いていない場合は、ゆっくりと静かに立ち去る
- ・距離が近い場合やこちらに気付いた場合は、クマから目を離さずにゆっくりと静かに後退する。後退する際は、クマとの間に障害物(立木など)がくるようにする

・クマが向かってきた場合は、クマ撃退スプレーを目や鼻をめがけて噴射する

・「もう駄目だ」と思ったら、防御姿勢(お腹を地面に向けてうずくまり、頭や首を両腕で守る)を取る

住宅地周辺でクマを目撃したら

- ・建物や車の中に避難する
- ・避難などにより危険がなくなったら、市役所・町村役場や警察へ通報する

問 県庁自然環境課(☎027-226-2874)



労働保険年度更新手続き

7年度の労働保険の年度更新手続きに必要な申告書および関係書類が、5月下旬に厚生労働省から各事業主へ送付されています。申告書および関係書類が届いたら、期間内に申告・納付手続きをお願いします。

申告期間 6月2日(月)～7月10日(木)

問 群馬労働局(☎027-896-4734)、県庁労働政策課(☎027-226-3402)

不動産取得税には軽減措置があります

不動産を取得すると不動産取得税が課税されます。一定の要件を満たした住宅や住宅用土地を取得した場合には、軽減措置が受けられます。

対

住宅(別荘を除く)

- ・床面積が50平方メートル以上240平方メートル以下の住宅を新築した場合
- ・床面積が50平方メートル以上240平方メートル以下で、一定の要件を満たす中古住宅を、取得者自身が居住する目的で取得した場合など

住宅用土地

- ・取得した土地に、3年以内に一定の要件を満たす住宅を新築した場合
- ・一定の要件を満たす建て売り住宅や中古住宅とその土地を同時に取得した場合など

他

・軽減を受けるには申請が必要です。建物の登記事項証明書などの必要書類を用意し、所管の県行政県税事務所へ申請してください

・申請は、パソコンやスマートフォンを使った電子申請など、自宅での手続きも可能です。詳しくはHPをご覧ください

※新築住宅に係る軽減措置は申請不要です

問 県行政県税事務所、県庁税務課(☎027-226-2198)

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が、就職に必要な教育訓練講座を受講し、修了した場合に給付金を支給しています。

対 次の全てに該当する人

- ・母子家庭の母または父子家庭の父(配偶者がなく、20歳未満の子を扶養している)
- ・過去に支給を受けていない

支給額 教育訓練施設に支払った入学金および受講料の6割(上限20万円。なお専門実践教育訓練給付の対象となる講座を受講する者は修学年数×40万円を上限とする。)

※ハローワークで支給される教育訓練給付金の受給資格者は、その支給額との差額を支給

※給付額が1万2千円以下の場合は支給対象外

対象講座 雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定講座または特定

一般教育訓練給付金の指定講座(医療事務や介護職員初任者研修など)、専門実践教育訓練給付金の対象となる講座のうち、看護師などの専門資格の取得を目指すものなど

他 申請には事前相談が必要です。支給要件など、詳しくはお問い合わせください

問

・市に住んでいる人…住所地の市役所担当課

・町村に住んでいる人…県保健福祉事務所

毎月19日はいただきますの日・6月は食育月間です

毎月19日を「いただきますの日」とし、誰かと一緒に食事をする「共食」を勧めています。家族や友人、気の合う人と共食しませんか。

また6月は食育月間です。県のオリジナル食育紙芝居「元気のひみつ」は「元気県ぐんま」マスコットキャラクター「GENKI」が、バランスの良い食事と、規則正しい生活を送ることの大切さについて学ばお話しです。「ぐんま食育ポータルサイト」からダウンロードして、いつでもどこでも紙芝居の読み聞かせができます。貸し出しも行っていますので、ぜひご利用ください。

他 詳しくはHPをご覧ください

問 県庁健康長寿社会づくり推進課(☎027-898-3559)



「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例に係る計画書などの提出

「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例では、温室効果ガス排出量実質ゼロのために、一定の基準に該当する事業者について各種計画書などの提出を義務付けています。対象の事業者の皆さんは、期日までに提出をお願いします。

対

- ・エネルギー消費量が原油換算で年間1500kWh以上の事業者…排出量削減計画兼再生可能エネルギー導入計画・報告
- ・100台以上自動車を保有する事業者…自動車環境計画・報告
- ・常時雇用する従業員の数が千人以上の事業者…自動車通勤環境配慮計画・報告

提出期限 7月31日(木)

提出方法 E

他 詳しくはHPをご覧ください

申・問 県庁グリーンイノベーション推進課(☎027-226-2817 E ondanka@gunmafoodlosszero.onmicrosoft.com)